

卷 末 資 料

1 高齢化率の推移

1-1 2015年高齢化率

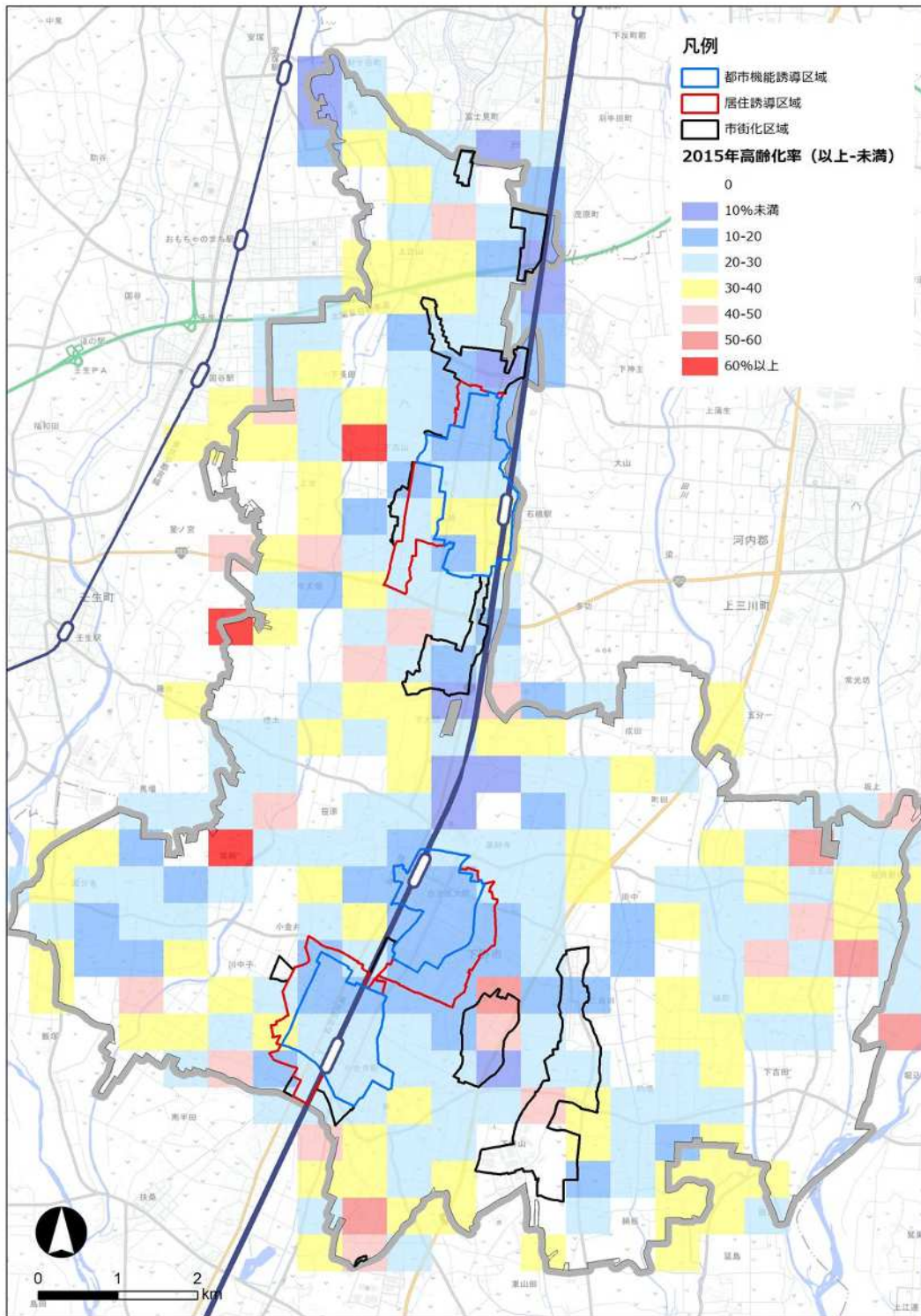


図 2015年高齢化分布図

出典：平成27年国勢調査500mメッシュ

1-2 2035 年高齢化率

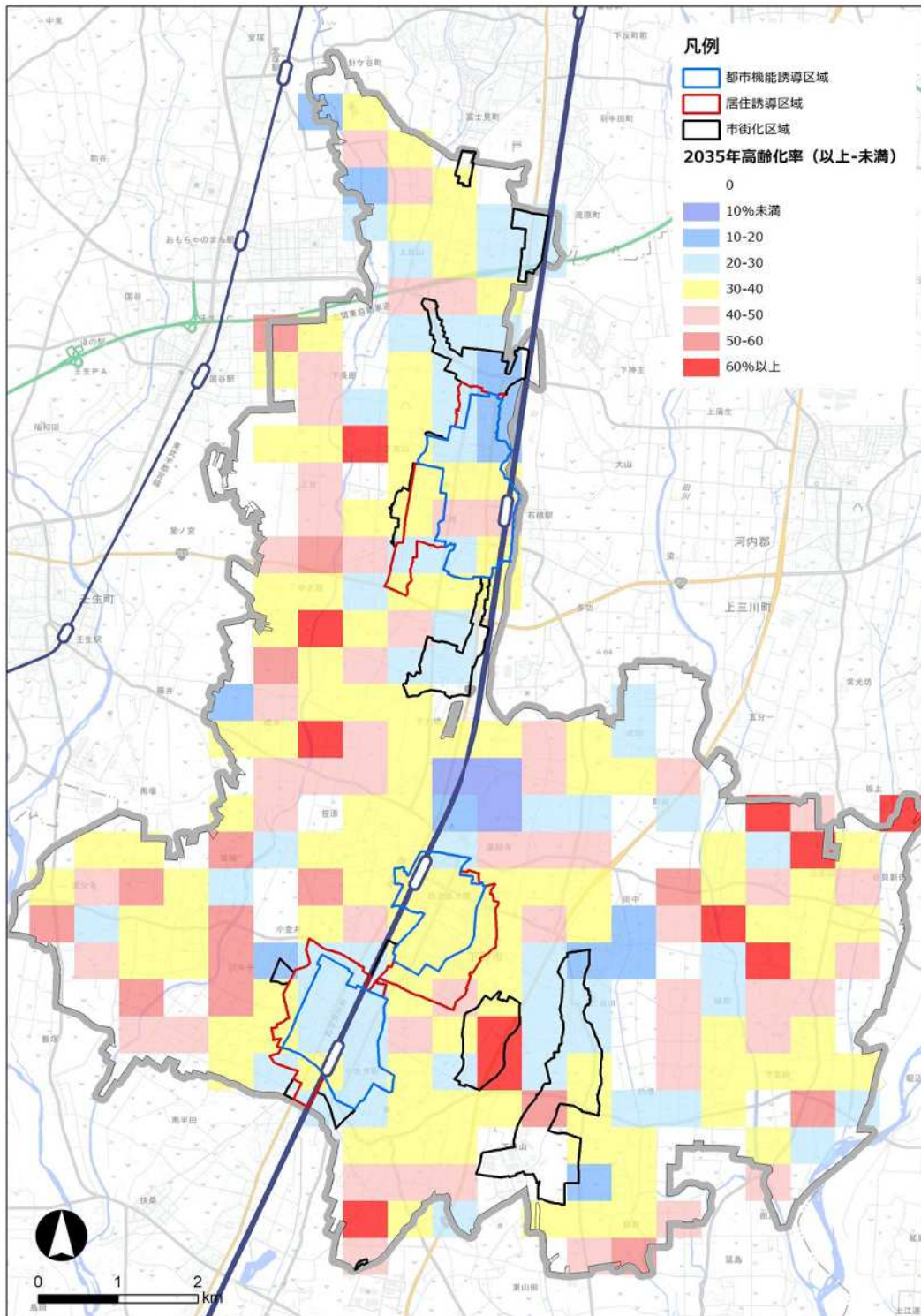


図 2035 年高齢化分布図 (平成 27 年国勢調査に基づき推計)

出典：国土数値情報「500m メッシュ別将来推計人口データ」

2 都市機能の充足度

2-1 健康機能

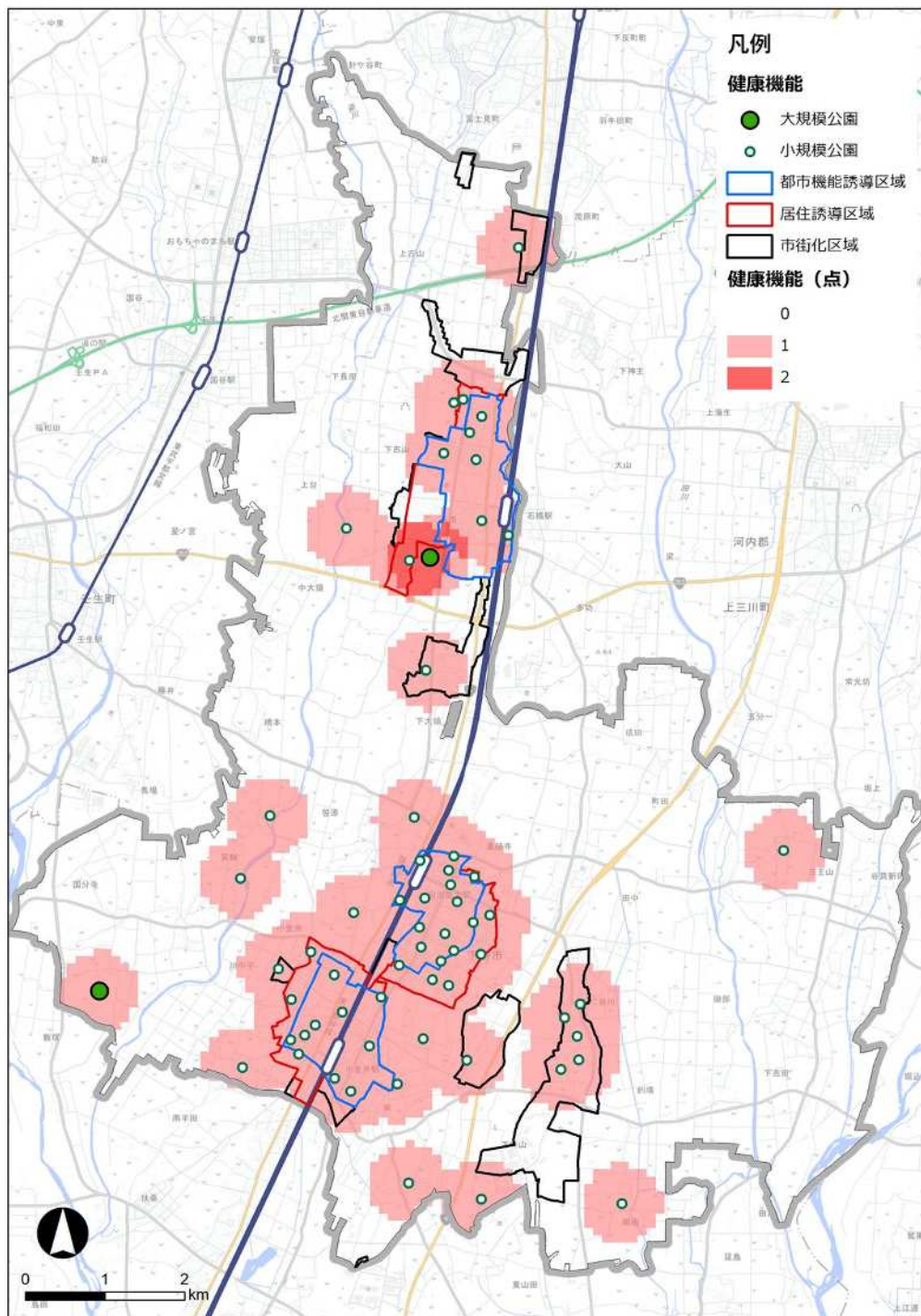


図 健康機能充足度

※ 下野市内の都市公園を対象とする。運動公園・特殊公園は大規模公園、街区公園・近隣公園・地区公園は小規模公園とする。

※ 大規模公園を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに1点を付与する。

※ 小規模公園を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに1点を付与する。

出典：庁内資料（公園一覧 令和3年4月1日時点）

2-2 医療機能

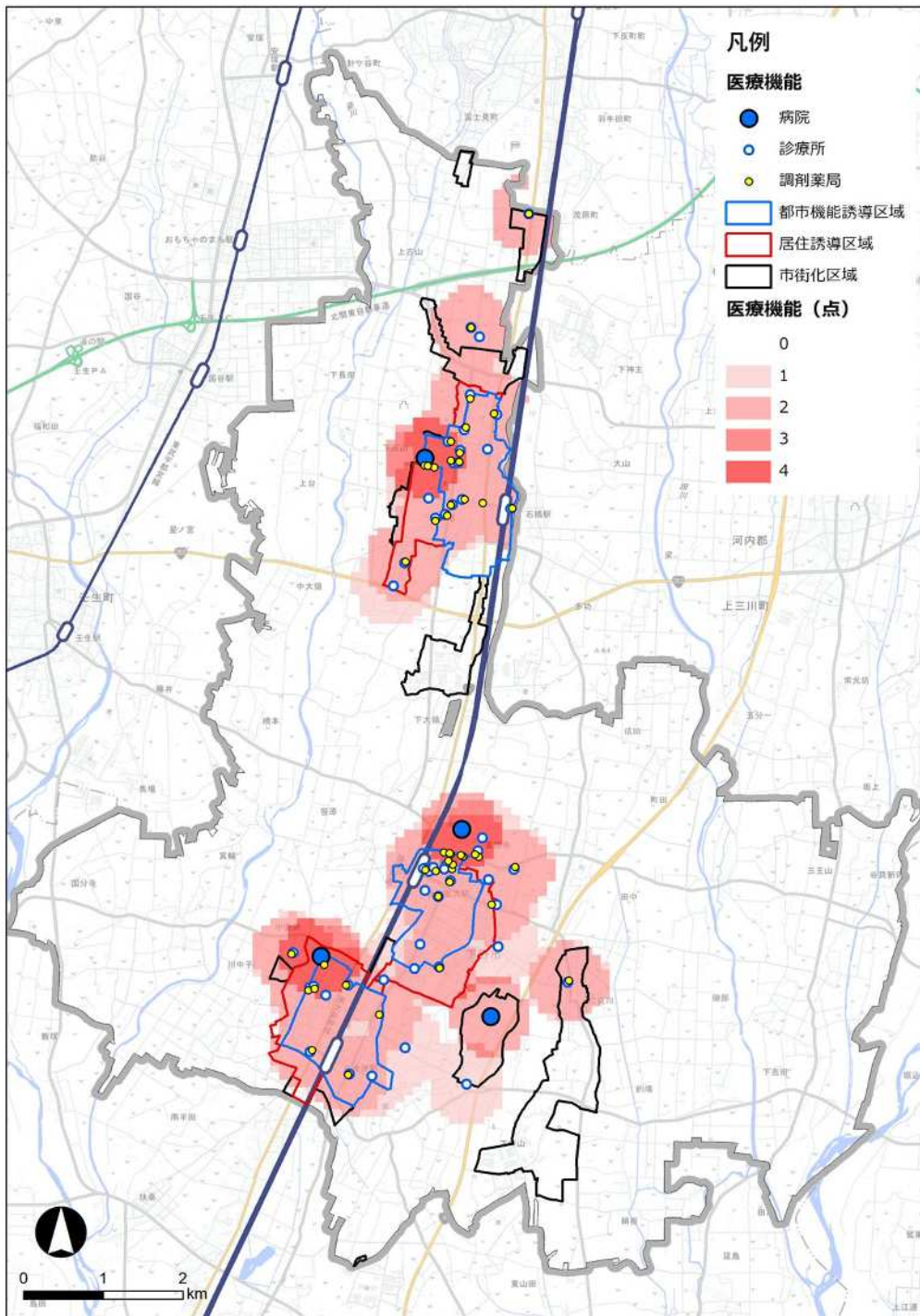


図 医療機能充足度

- ※ 下野市内の病院・診療所・調剤薬局を対象とする。
 - ※ 病院を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに2点を付与する。
 - ※ 診療所・調剤薬局を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに各1点を付与する。
- 出典：庁内資料（立地適正化計画誘導施設一覧 令和3年4月1日時点）

2-3 高齢者福祉機能

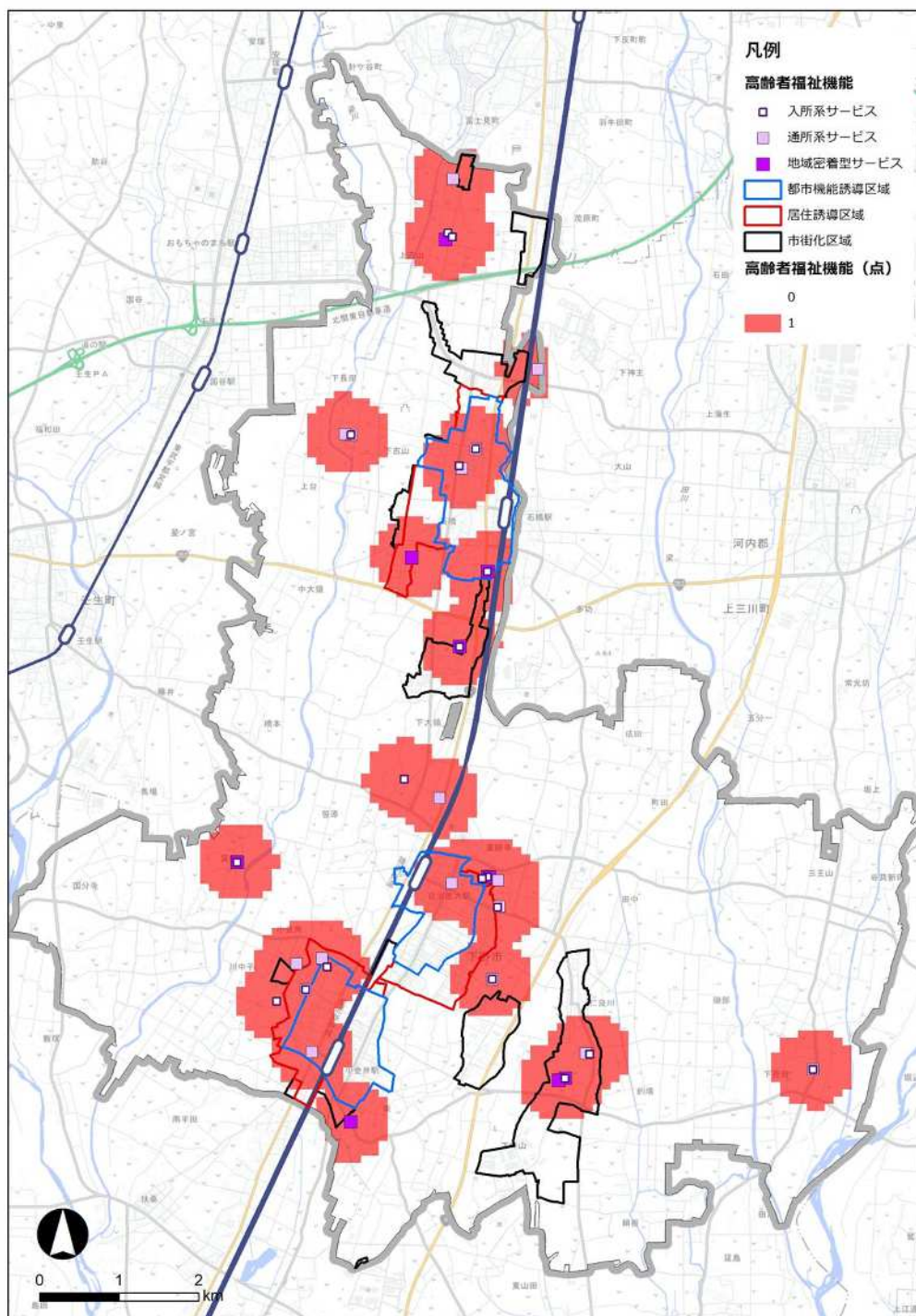


図 高齢者福祉機能充足度

※ 下野市内の介護保険サービス提供事業所（訪問系サービス、福祉用具貸与・購入を主とする事業所は除く）を対象とする。

※ 各施設を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに1点を付与する。

出典：庁内資料（介護サービス事業所一覧 令和3年6月18日時点）

2-4 子育て支援機能

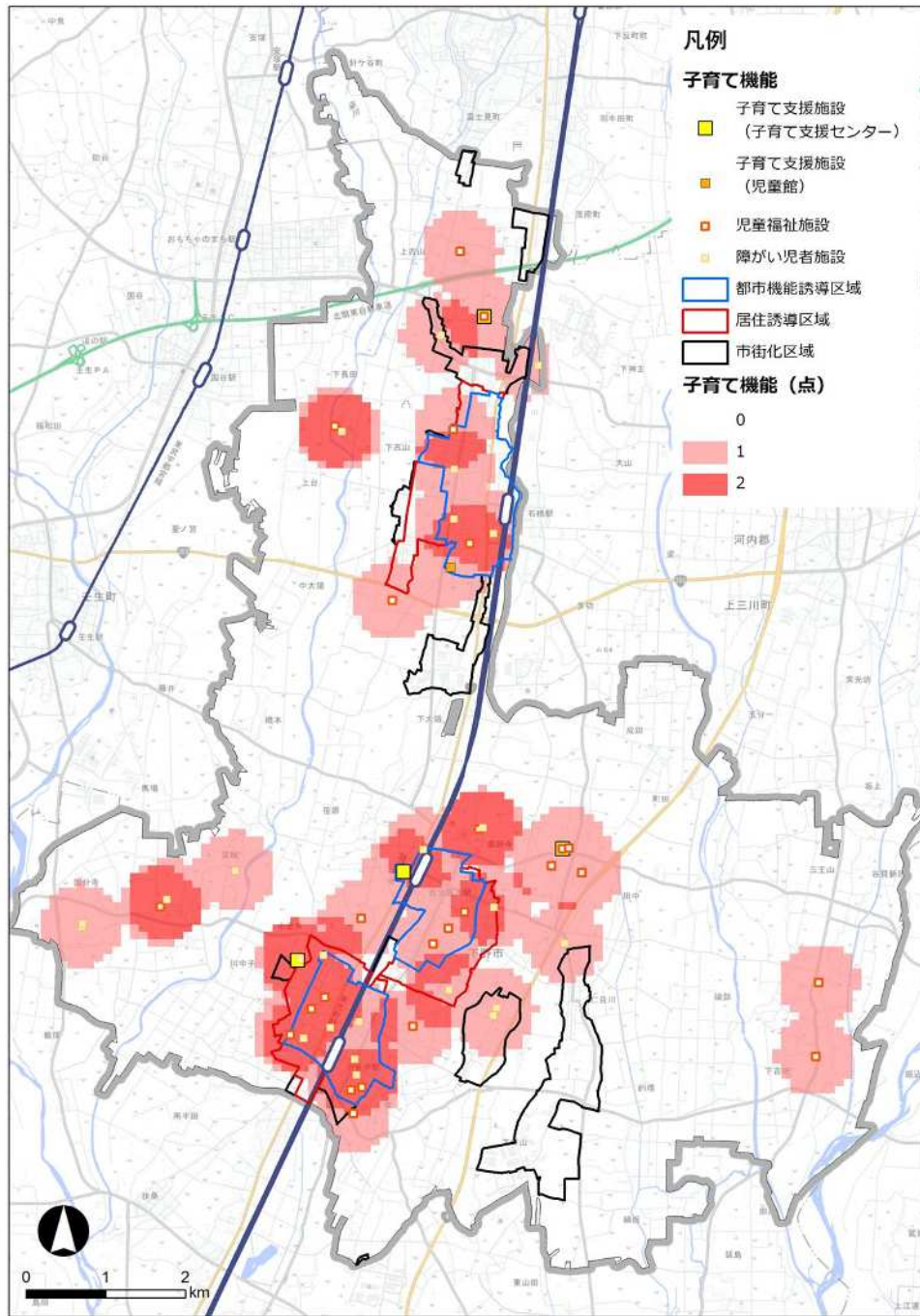


図 子育て支援機能充足度

- ※ 誘導施設に設定されている子育て支援施設（子育て支援センター・児童館）、児童福祉施設（保育園・要徳連携型認定こども園・学童保育）、障がい児者施設を対象とする。
 - ※ 子育て支援施設・児童福祉施設を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに1点を付与する。
 - ※ 障がい児者施設を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに各1点を付与する。
- 出典：庁内資料（立地適正化計画誘導施設一覧 令和3年4月1日時点、認可保育園・認定こども園一覧）、栃木県HP指定事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス、障害児入所施設）を基に作成

2-5 交流機能

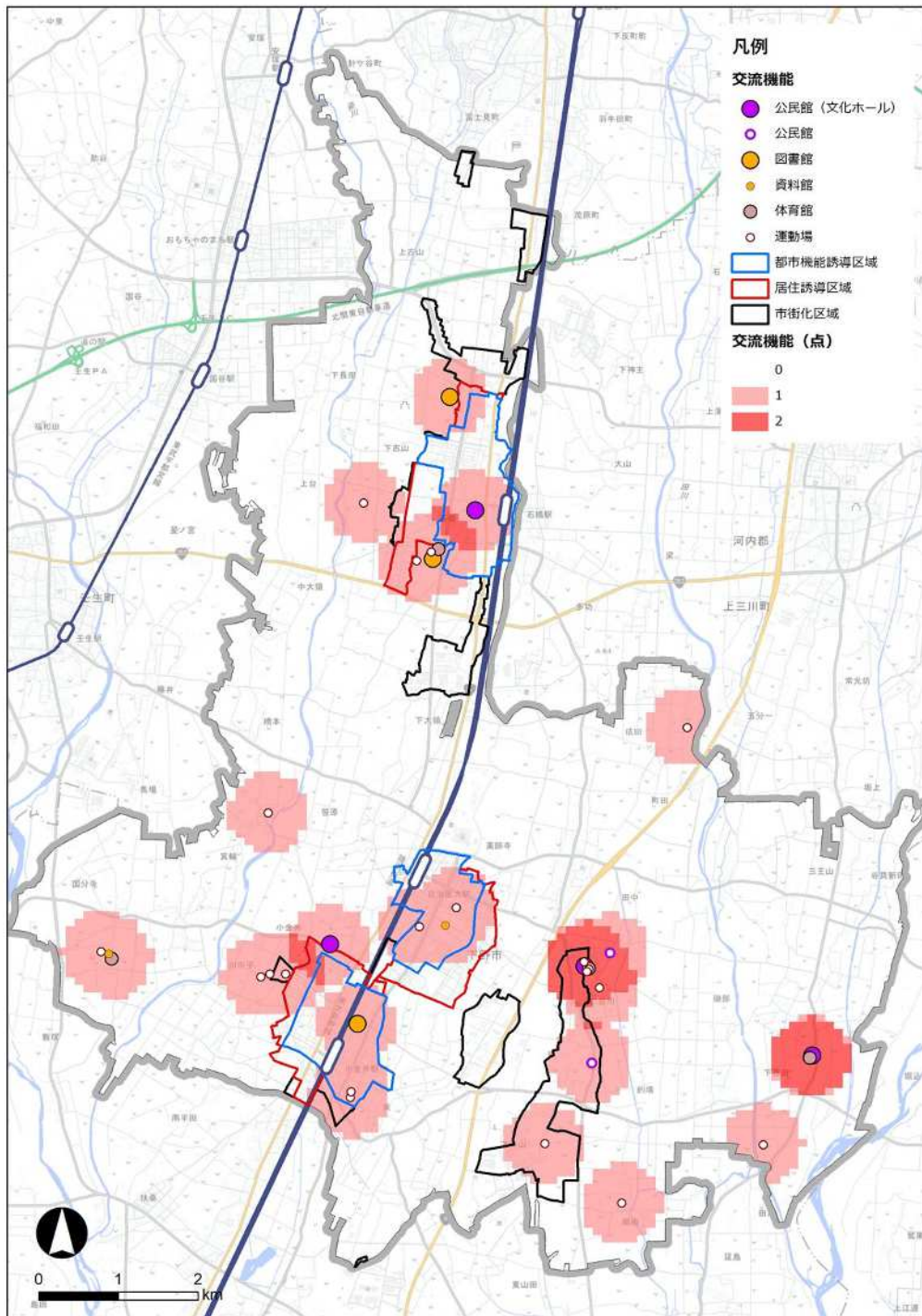


図 交流機能充足度

- ※ 文化ホール・公民館・図書館・資料館・体育館・運動場を対象とする。
 - ※ 図書館・資料館・体育館・運動場を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに1点を付与する。
 - ※ 文化ホール・公民館を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに各1点を付与する。
- 出典：庁内資料を基に作成（令和2年10月時点）

2-6 商業機能

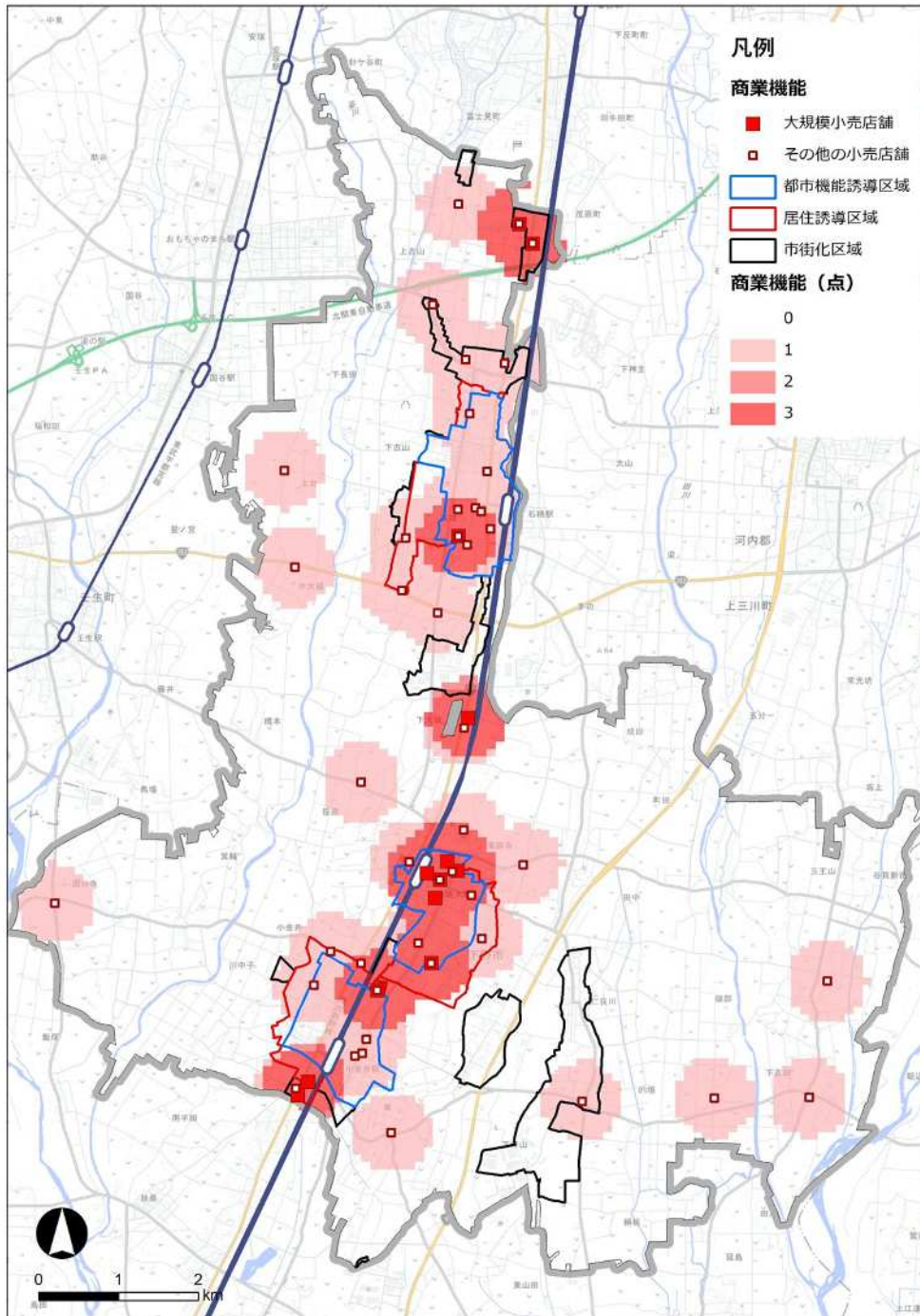


図 商業機能充足度

- ※ 大規模小売店舗、その他小売店舗（スーパー・食料品・コンビニエンスストア）を対象とする。
 - ※ その他小売店舗については、「H27 年下野市人口定住促進に関する基礎調査」を基に、iタウンページおよびコンビニエンスストア各社ホームページを参考に時点更新（令和2年10月時点）
 - ※ 大規模小売店舗を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに2点を付与する。
 - ※ その他小売店舗を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに1点を付与する。
- 出典：庁内資料（立地適正化計画誘導施設一覧 令和3年4月1日時点）、iタウンページ、コンビニエンスストア各社ホームページ

2-7 公共公益機能

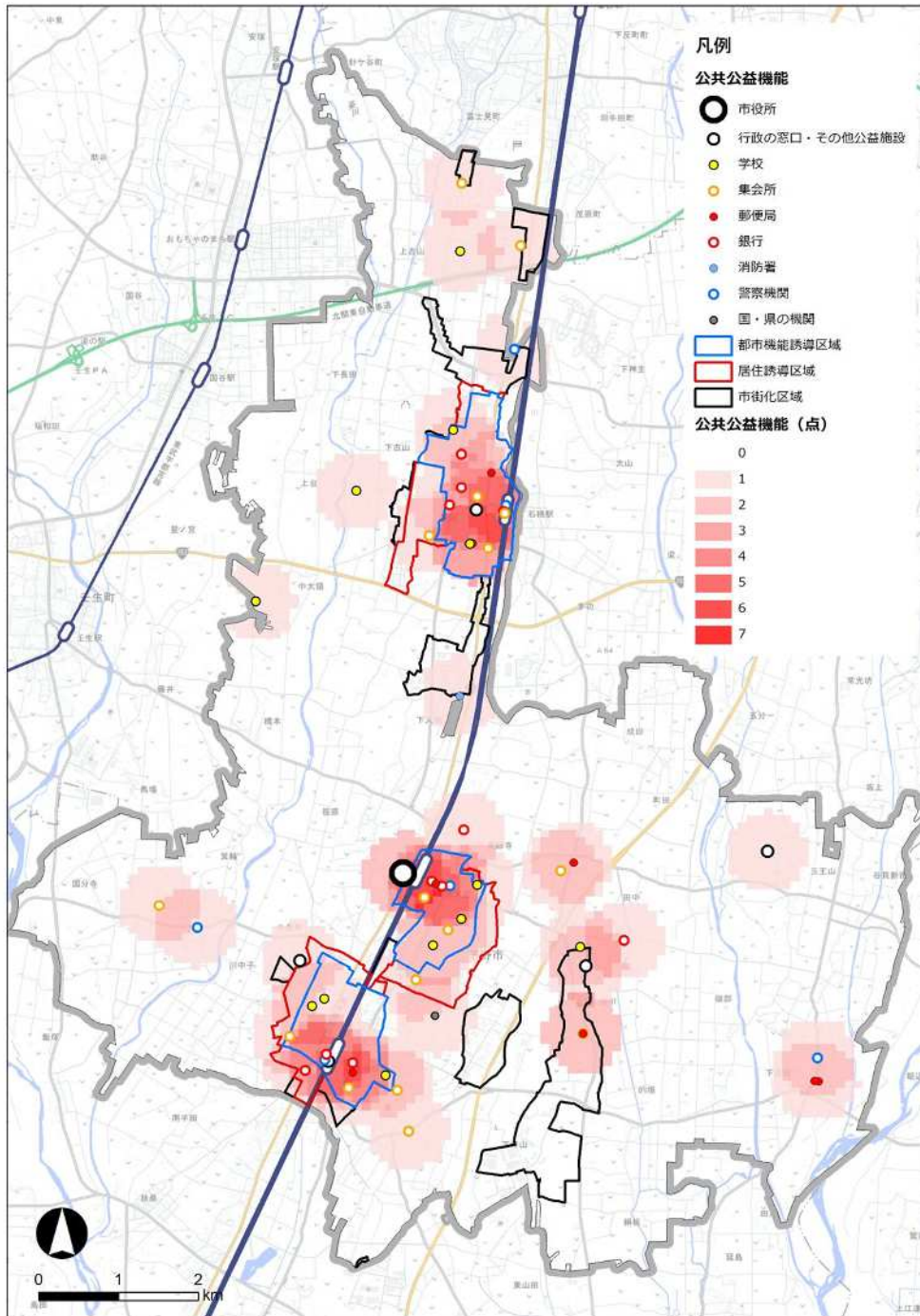
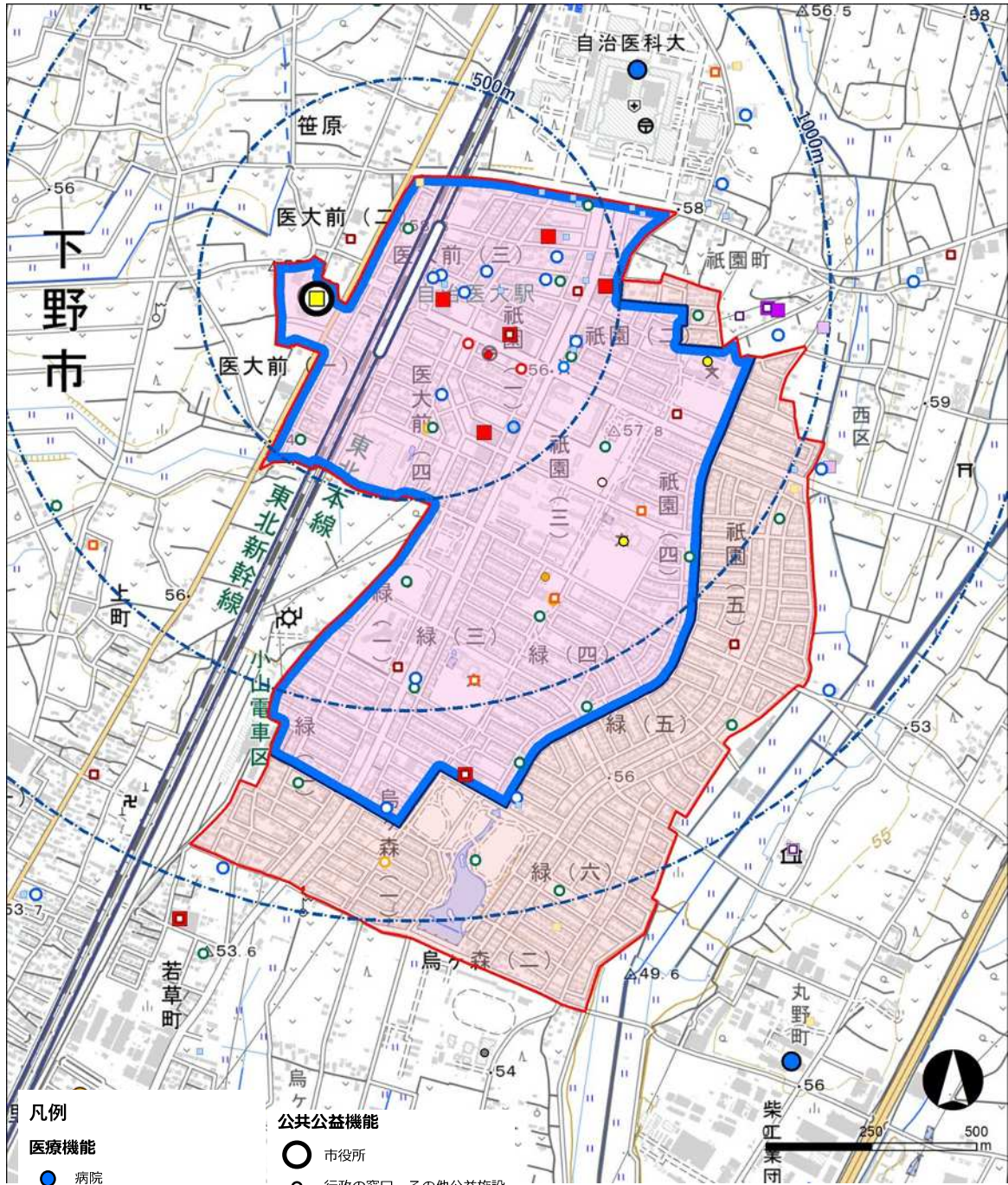


図 公共公益機能充足度

- ※ 市役所（その他行政の窓口含む）・国県の機関、集会所・学校（小学校および中学校）・警察機関・消防署・銀行・郵便局を対象とする。
- ※ 薬師寺小学校・吉田東小学校・吉田西小学校は、R4年4月に南河内中学校に統合されるため対象外
- ※ 市役所を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに2点を付与する。
- ※ その他行政の窓口・国県の機関・集会所・学校・警察機関・消防署・銀行・郵便局を中心とした500m圏域に含まれる100mメッシュに各1点を付与する。

出典：庁内資料を基に作成（令和2年10月時点）、国土数値情報「H25年国・都道府県の機関データ」、

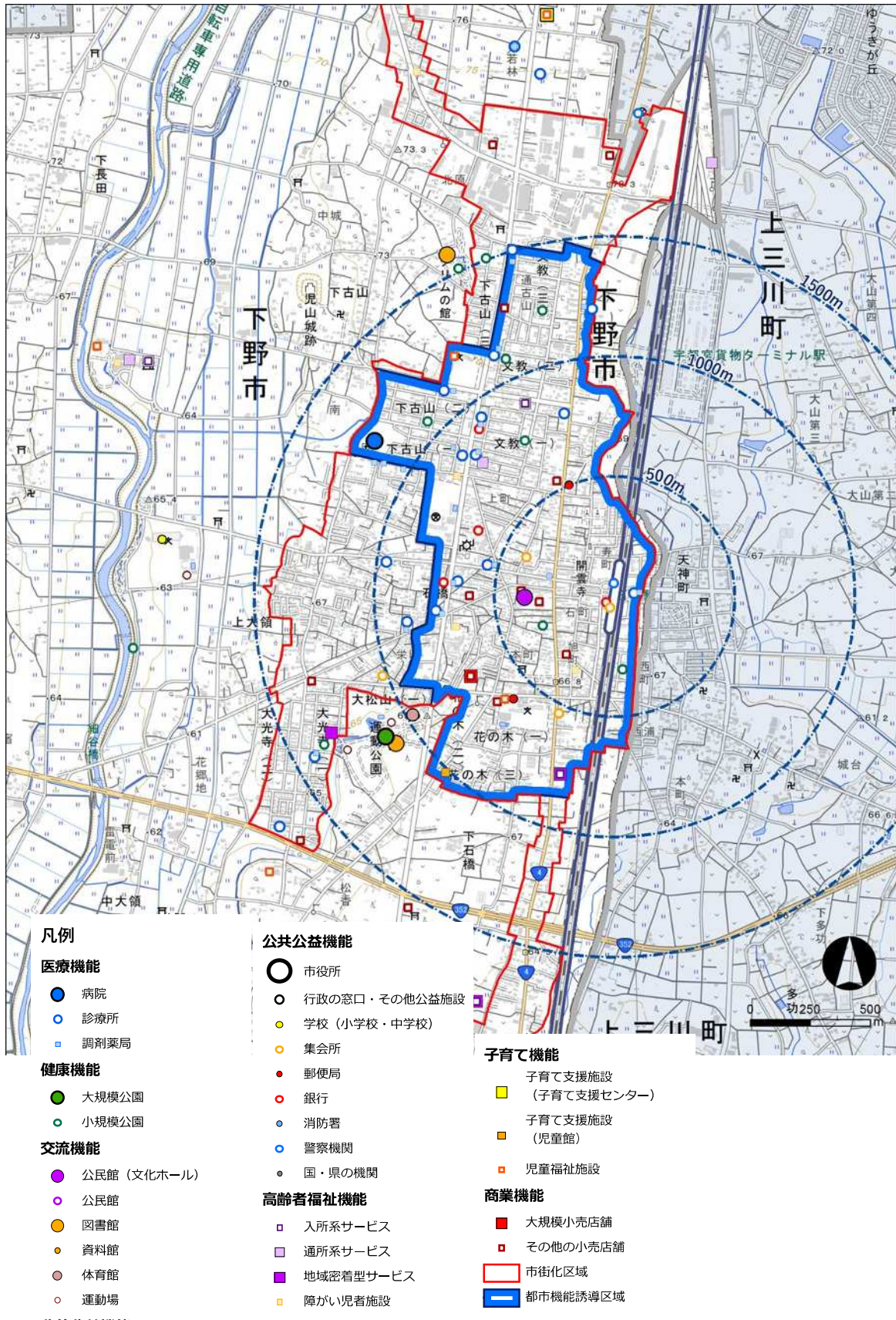


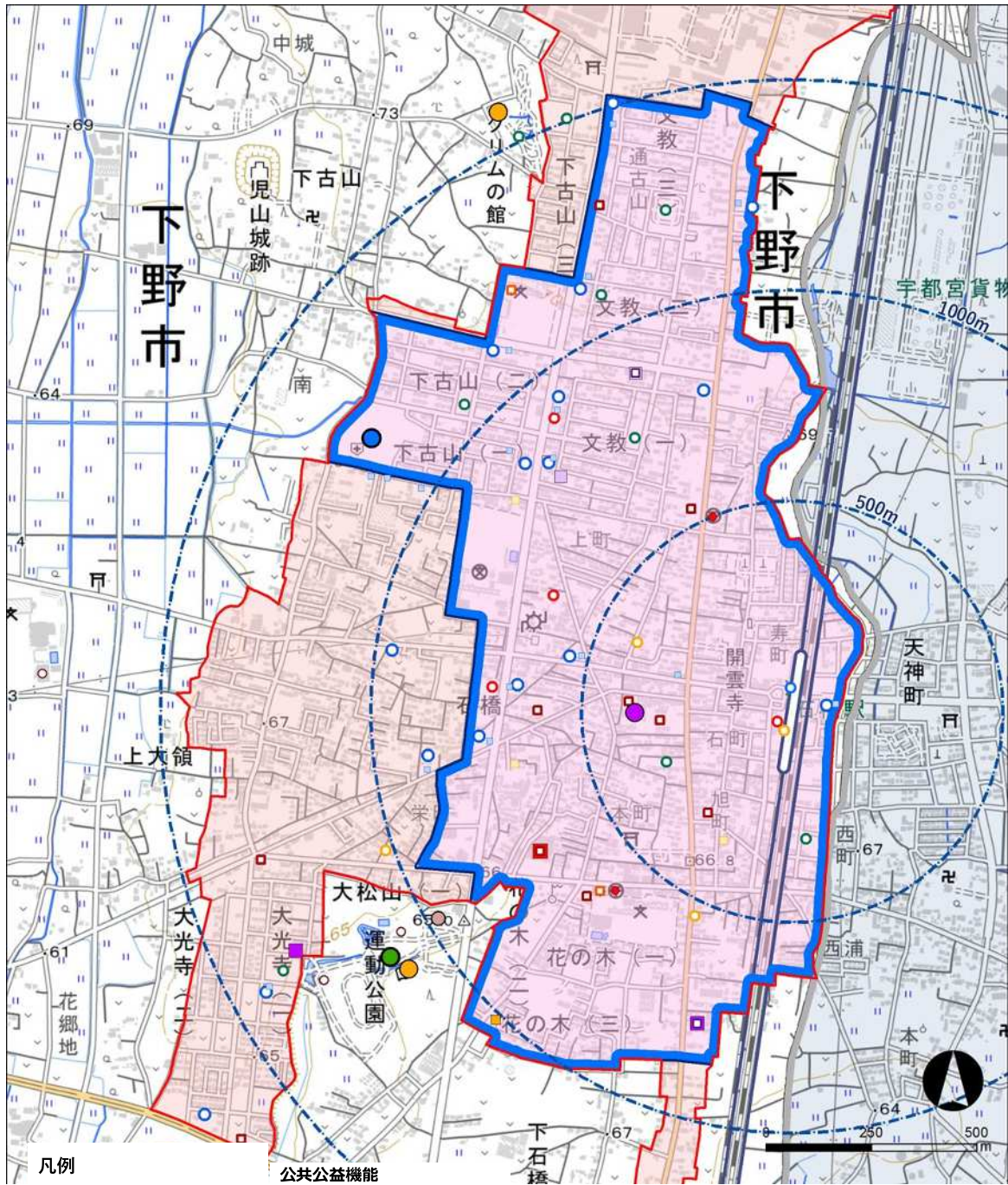
- 凡例**
- 医療機能**
- 病院
 - 診療所
 - 調剤薬局
- 健康機能**
- 大規模公園
 - 小規模公園
- 交流機能**
- 公民館（文化ホール）
 - 公民館
 - 図書館
 - 資料館
 - 体育館
 - 運動場

- 公共公益機能**
- 市役所
 - 行政の窓口・その他公益施設
 - 学校（小学校・中学校）
 - 集会所
 - 郵便局
 - 銀行
 - 消防署
 - 警察機関
 - 国・県の機関
- 高齢者福祉機能**
- 入所系サービス
 - 通所系サービス
 - 地域密着型サービス
 - 障がい児者施設

- 子育て機能**
- 子育て支援施設（子育て支援センター）
 - 子育て支援施設（児童館）
 - 児童福祉施設
- 商業機能**
- 大規模小売店舗
 - その他の小売店舗
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域

3-2 石橋駅周辺都市機能誘導区域





凡例

医療機能

- 病院
- 診療所
- 調剤薬局

健康機能

- 大規模公園
- 小規模公園

交流機能

- 公民館（文化ホール）
- 公民館
- 図書館
- 資料館
- 体育館
- 運動場

公共公益機能

- 市役所
- 行政の窓口・その他公益施設
- 学校（小学校・中学校）
- 集会所
- 郵便局
- 銀行
- 消防署
- 警察機関
- 国・県の機関

高齢者福祉機能

- 入所系サービス
- 通所系サービス
- 地域密着型サービス
- 障がい児者施設

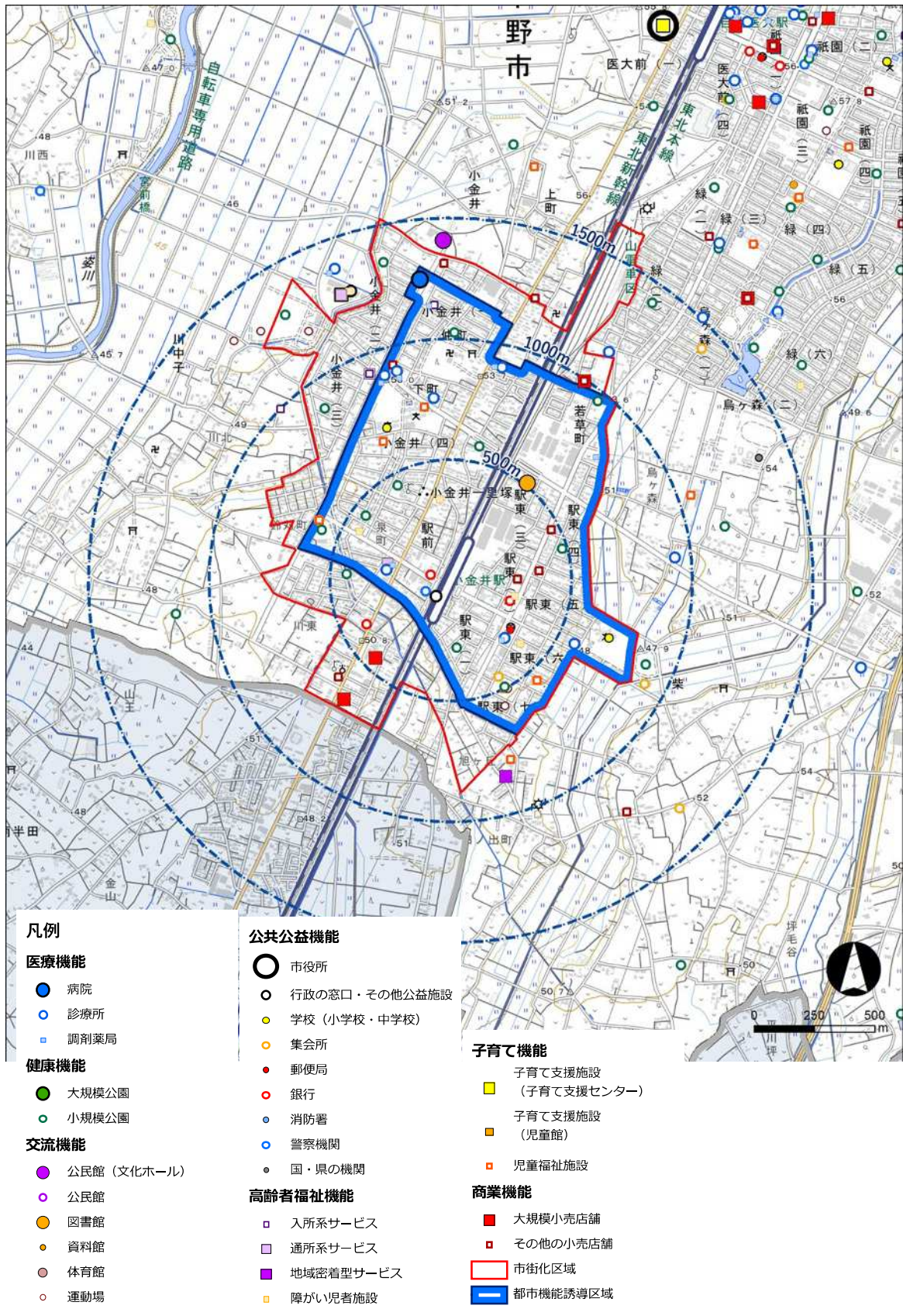
子育て機能

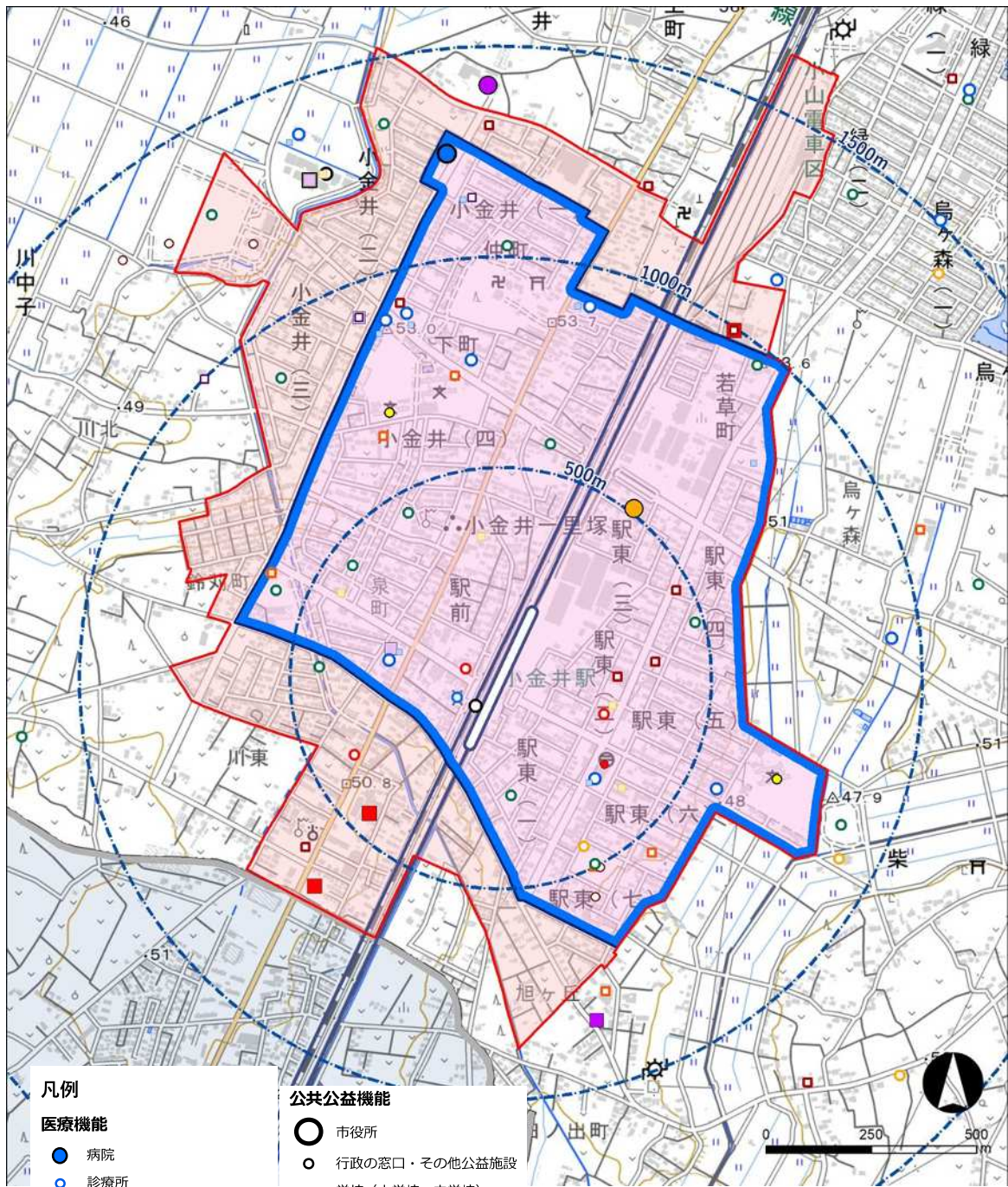
- 子育て支援施設（子育て支援センター）
- 子育て支援施設（児童館）
- 児童福祉施設

商業機能

- 大規模小売店舗
- その他の小売店舗
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域

3-3 小金井駅周辺都市機能誘導区域





凡例

医療機能

- 病院
- 診療所
- 調剤薬局

健康機能

- 大規模公園
- 小規模公園

交流機能

- 公民館 (文化ホール)
- 公民館
- 図書館
- 資料館
- 体育館
- 運動場

公共公益機能

- 市役所
- 行政の窓口・その他公益施設
- 学校 (小学校・中学校)
- 集会所
- 郵便局
- 銀行
- 消防署
- 警察機関
- 国・県の機関
- 入所系サービス
- 通所系サービス
- 地域密着型サービス
- 障がい児者施設

高齢者福祉機能

子育て機能

- 子育て支援施設 (子育て支援センター)
- 子育て支援施設 (児童館)
- 児童福祉施設

商業機能

- 大規模小売店舗
- その他の小売店舗



4 立地適正化計画に係る予算・金融・税制上の支援措置（民間事業者対象）

都市機能誘導区域内における民間事業者等を対象とした予算・金融措置には以下のものがあります。詳しくは、国土交通省ホームページをご参照ください。

4-1 予算措置

①都市機能立地支援事業

立地適正化計画に記載された、公的不動産の活用等と合わせて民間事業者が行う、誘導施設の整備等に対して、国から直接補助を行うものです。

【担当課：国土交通省都市局市街地整備課、国土交通省住宅局市街地建築課】

②民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

都市機能誘導区域における、快適な都市空間の形成・維持等に資する都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む社会実験等を支援するものです。

【担当課：国土交通省都市局まちづくり推進課】

4-2 金融措置

・まち再生出資（民間都市開発推進機構）

都市機能誘導区域内において行われる誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利用の増進に寄与する施設（寄与施設）を整備する民間都市開発事業に対して出資するものです。

※総事業費の50%又は公共施設等誘導施設の整備費又は資本の50%のうち最も少ない額

【担当課：国土交通省都市局まちづくり推進課】

4-3 税制支援

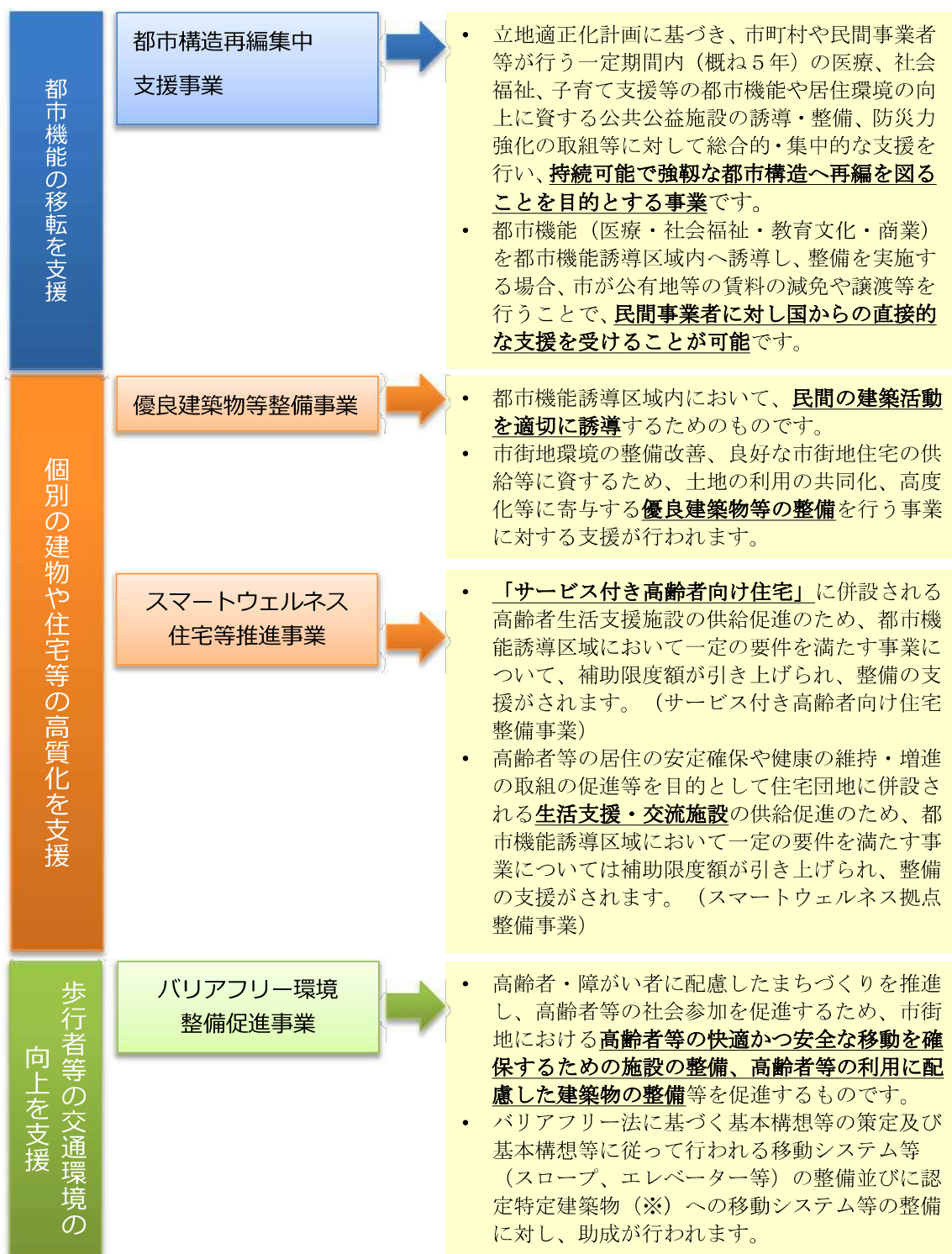
・誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例

都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のため、事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対して税制上の優遇措置を講ずるものとし、敷地の集約化など用地確保の促進を図るものです。

主な措置として、軽減税率、居住用資産の100%課税繰り延べなどがあります。

5 立地適正化計画策定により活用可能な補助制度（本市における制度活用のイメージ）

立地適正化計画で定める各区域内では、以下に示す各種の支援を受けることができます。



※ 特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館など）

6. 用語集

【用語解説】

あ行

インフラ

インフラストラクチャーの略語。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の根幹公共施設のことをいいます。

か行

北関東自動車道

群馬県高崎市～茨城県ひたちなか市を連絡する延長約 150km 高速自動車国道で、群馬県・栃木県・茨城県の主要都市及び北関東の海への玄関口である常陸那珂港を結びます。また、東京から放射状にのびる東北自動車道、関越自動車道及び常磐自動車道と連結し、さらに上信越自動車道・中部横断自動車道と一体になって、東京から 100～150km 圏を環状に結ぶ環状道路を形成します。

旧耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和 56）年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準をいいます。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のことをいいます。

協働

住民と行政の共通の領域において、住民と行政が課題・目的などを共有しながら良きパートナーとして連携・協力し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組む姿勢をいいます。

国勢調査

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として 5 年ごとに実施される国の統計調査のことをいいます。

コンパクトシティ

駅などの公共交通を中心とした歩いて暮らせるコンパクトなエリアに都市機能が集積した都市をいいます。すでに都市機能が集積し、都市基盤整備などが行われた市街地への都市機能や居住を集約し、そうした市街地を公共交通で結ぶことにより、環境への負荷やエネルギー消費が小さく、かつ、都市機能の維持コストも少ない、これからの人口減少、超高齢社会における有効なまちのあり方とされています。

さ行

市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、具体的には、すでに市街地を形成しているか、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいいます。

ゾーン・エリア・拠点

本計画では、地形のまとまりなどにより大きく分けた区分を「ゾーン」、都市活動のポイントとなり、ある程度まとまりのある部分を「エリア」、特定の施設や土地利用がまとまっている部分を「拠点」として、それぞれの概念を設定しています。

た行

大規模盛土造成地

大規模盛土造成地とは、宅地を造成する際に、谷や沢を埋めた造成地又は傾斜地の上に腹付した造成地のうち、大規模なものをいい、谷埋め型（盛土の面積が 3,000 平方メートル以上）と腹付け型（盛土をする前の地盤面の角度が 20 度以上、かつ盛土の高さ 5 メートル以上）の 2 つがあります。

地域公共交通網形成計画

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築のため、地域の公共交通の在り方や住民・交通事業者・行政の役割を定めた計画のことをいいます。

地形地物

土地の地形や道路、建築物、河川、植生などの地物の総称のことをいいます。

DID（人口集中地区）

人口密度の高い調査区（人口密度が 1 k²あたり約 4,000 人以上）が市町村の境域内で互いに隣接して人口 5,000 人以上の地域を構成している調査区のことをいいます。

都市核

下野市第二次総合計画の土地利用方針に示される主要拠点の一つで、本市のほぼ中央に位置する自治医大駅周辺を、市の都市構造の中心となる拠点として位置づけ、都市機能集積を推進することとしています。

都市機能立地支援事業

公的不動産の有効活用等により、生活に必要な「都市機能誘導施設」を民間事業者が整備する際に、市町村による支援に加え、国が民間事業者に対して直接支援する個別補助事業のことをいいます。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことをいいます。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査のこと。都市計画を的確に決定し、遂行する観点から、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査するもののことをいいます。

都市計画区域

都市計画法の適用を受ける土地の区域。具体的には、中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件並びに人口・土地利用・交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域のことをいいます。

都市計画マスタープラン

自然、文化、産業などの特性を踏まえた上で、市の総合計画と整合を図りながら、将来都市像や都市づくりの目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくりの取組を明らかにするもののことをいいます。

都市再構築戦略事業

「立地適正化計画」を作成した上で、生活に必要な都市機能を整備することにより、都市構造の再構築を図ることを目的とした事業のことをいいます。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、平成14年に制定された法律。その後、平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となりました。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業。道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業で、公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度のことをいいます。

【デマンド交通】

利用者の需要（デマンド）に応じて、事前予約により運行する交通形態で、決まった経路を走る路線バスと、必要な時に呼ぶタクシーのメリットを併せ持っています。鉄道や路線バスなどが通っていない公共交通空白地域を解消し、誰もが移動しやすい交通環境づくりを支援します。セダンタイプの乗用車やワゴン車などで運用されることが多く、また、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、利用者の需要に応じた柔軟な運行が可能となります。

な行

農用地区域

農業振興地域のうち、市町村がおおむね 10 年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域のことをいいます。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。

バリアフリー

高齢者や障害者などの行動を妨害するような都市・建築等の物理的なバリア、人間の心理的バリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。

まちづくりに関連する例としては、歩道や駅のホームなどの誘導ブロック、車椅子用の公共トイレ、低い位置に操作ボタンがある券売機などが挙げられます。

PDCA サイクル

計画をたて（Plan）、それを実行し（Do）、内容を評価して（Check）、改善に結びつけ（Act）、その結果を次の計画（Plan）に活かす、反復・継続した管理手法。このサイクルを繰り返すことによって、計画内容の維持、向上及び継続的な実施を推進する。PDCA は「Plan-Do-Check-Act」の略のことをいいます。

や行

用途地域

都市機能の維持・増進や住環境の保護等を目的とする合理的な土地利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さ等についての制限を行う制度。

市街化区域において定め、市街化調整区域においては原則的に定めないとされています。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設をいいます。

ら行

立地適正化計画

住宅や都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設など都市居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であった、都市機能の増進に寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画のことをいいます。

下野市役所 建設水道部 都市計画課

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地

電話 0285-32-8909 (都市計画課直通)

FAX 0285-32-8612

E-mail toshikeikaku@city.shimotsuke.lg.jp

下野市ホームページ

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp>